

# 吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63883-2211  
FAX (06) 63882-8190  
http://www.suita-minshou.com  
suta-ms@iasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

「確定申告書にマイナンバーの記載がなくても罰則はありません」を確認

各支部の班会と集会で

知らなかったことがよく分かりました。

2月23日(火)午後3時より吹田税務署との話し合いを行いました。当局からは総務課長と課長補佐に対応して頂きました。3・13実行委員会からは生健会、消費税をなくす会、新婦人、吹田労連、年金者組合、摂津民商、吹田民商が参加しました。それぞれの立場で消費税が生活をどれだけ圧迫しているか厳しい実情が訴えられました。事前に提出していた要望書の主な確認事項を紹介します。

① 税務調査は憲法と税務運営方針を守ること。  
② 反面調査は「客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って」を守ること。

③ 行政文書と税務調査は別であること。  
④ お尋ね文書はお願いであり調査には該当しないこと。  
⑤ 記帳義務化を調査等での課税強化に利用しないこと。  
⑥ 徴収の相談は納税者の実情をよく聞いて対応すること。

マイナンバー制度の取扱については昨年10月に全中連と国税庁の話し合いが行われ左記の回答を得ました。吹田税務署においても相違ないとの確認を行いました。

Q:「番号の記載がないことをもって税務署が書類を受理しないということはありません」とは、つまり受理するということか?  
A:はい、そうです。

Q:番号のない申告書等を提出したことで、罰則はないか?  
A:はい。

Q:番号のない申告書等を提出したことで、例えば還付が遅らされる、あるいは調査対象に選定される等の不利益な扱いはないか?  
A:番号がないからといって、そういった扱いはありません。

Q:番号を事業者が扱わないことで、例えば従業員から受け取らない等で、罰則や不利益な扱いはないか?  
A:そこは、税法上なら規程はありません。

Q:つまり、罰則や不利益な扱いはないということか?  
A:はい。

Q:従業員等から番号の提供を受けられない場合、「提供を求めた経過等を記録、保存するなど」とあるが、それは義務か?それとも単なるお願いか?  
A:義務はありません。

Q:H27年分の確定申告書に番号記載する義務はないか?番号記載欄はつくか?  
A:ないです。H27年分申告書には番号記載欄は設けません。

Q:番号を記載した申告書等を提出する場合、その者の番号確認をすることになっているが、その時に番号確認できない場合は受理するか?しないか?  
A:受理します。

Q:番号の記載ない申告書等を提出する際に、窓口で税務職員に「番号を書いて下さい」と言われた場合、それに従う義務があるか?それとも単なるお願いか?  
A:お願いです。

Q:以上の回答は、個人番号でも法人番号でも同じ扱いか?  
A:はい

北支部の支部集會では、開業2年目で売り上げが1千万円を超えたため、今年、消費税の申告をしなくてはならないと思っていた会員からの相談に「今年、課税事業者の届けを出して、2年後から申告をすればいいんですよ」と役員から言われホッとしました。申告したらどれくらいの税額になるのか一度計算しましたよと、本則課税シートを使い計算しました。「所得税がかからないのにこんなに払うんですか」とびつくりされていました。

NT支部の支部集會では、生命保険料控除の取り方で話し合いになりました。介護医療保険料も控除できることを知らなかった会員がおられ、「これも取れるの」と知らなかった事が集會に参加することで分かり、勉強になりました。※消費税は売り上げが超えた年の2年後の申告年度分から申告対象となります。1千万円を超えた年の分を申告する時かその年中に届けを出します。また、その逆に1千万円を下回ったときには課税業者でなくなった届けを必ず提出しましょう。※生命保険料控除は、生命保険料分と介護医療保険料分、個人年金保険領分の3種類あります。控除証明書を良く見て記入漏れが内容にしましょう。詳しくは自主計算パンフの32ページを見ましょう。

## 戦争法廃止はみんなの願い

「私も宣伝に参加しても良いですか」

2月19日(金)阪急豊津駅前で戦争法の廃止を求める署名、宣伝行動を桑島副会長と事務局4名で行いました。宣伝の途中に電車から降りてこられた女性が「どこかでこの宣伝がやってないかなと思っていました。私も宣伝に参加しても良いですか」とカバンの中から戦争法廃止と書かれたタオペストリーを出して元気よく通行人に「署名のご協力、お願いします」と声をかけていました。

署名行動は1時間で、20代の若者から高齢者の方まで23名の方が書いてくれました。署名をしてくれた50歳代の女性から「戦争法廃止の運動で始めて扇町で行われた集會に参加しました。頑張ってください」と励まされ、元気をもらう一幕もありました。

## 伝言板

重税反対全国統一行動

3月11日(金) 昼1時00分 集合

吹田勤労者会館 多目的ホール

重税反対全国統一行動は今年で47回目を迎えます。毎年、全国約600カ所、20万人近くの労働者、中小業者、農民、年金者、女性、青年など各階層の仲間が重税反対・諸要求実現をめざして行動に参加しています。今年も吹田集會を成功させましょう。



お買い物は地元市場商店街で。商工業者の繁栄は市民と市民！